

## 「災害復旧・復興工事支援情報システム」利用に関するガイドライン

### （はじめに）

本ガイドラインは、一般社団法人全日本漁港建設協会（以下、「当協会」）が運用する「災害復旧・復興工事支援情報システム」（以下、「本システム」）の利用及びその情報の取扱いについて定めるものであり、本システムを利用するときには本ガイドラインに同意したとみなされるものとします。

### （本システム）

本システムは、漁港漁場漁村の工事並びに防災減災を支援するための情報を提供します。その一環として、当協会正会員（以下、「正会員」）が支援できる作業船や有資格技術者等の情報（以下、「支援情報」）を本システム内で管理し、融通し合うためのマッチングの場を提供します。

### （利用資格）

本システムを利用できるもの（以下、「利用者」）は、以下のとおりです。

1. 正会員
2. 当協会本部事務局
3. 当協会支部事務局
4. 国
5. 県市町村
6. その他、漁港漁場関係工事支援のために必要と特に当協会が認めたもの

### （支援情報の登録）

支援情報の登録と編集は、正会員のみ行うことができます。

正会員は、常に新しい支援情報を登録・更新するものとします。

### （支援情報の閲覧）

支援情報を閲覧できるもの（以下、「閲覧者」）は、以下のとおりです。

1. 正会員
2. 当協会本部事務局
3. 当協会支部事務局
4. 国
5. 当協会と「災害時における協定」等を締結した県市町村
6. 大規模災害により被災した県市町村で、復旧・復興のために必要と特に当協会が認めたもの

### （マッチング）

各正会員が登録した支援情報には窓口となる担当者（以下、「情報担当者」）の連絡先が含まれます。

支援を希望する閲覧者は、当該情報担当者と直接協議してください。

協議の結果、支援が決定した場合には、支援を希望した閲覧者は、その旨当協会本部事

務局に報告してください。

**(個人情報)**

1. 有資格技術者と情報担当者は、個人の氏名等の登録が必要になります。
2. 有資格技術者は、「氏名」、「年令」、「資格取得年月日」、「漁港漁場関係工事实務経験年数」を登録します。閲覧者に開示されるのは「年令」、「資格有無」、「漁港漁場関係工事实務経験年数」のみです。  
なお、「氏名」は編集の際の個人識別のためにのみ利用し、閲覧者に開示することはありません。
3. 情報担当者は、「氏名」、「住所」、「電話番号」、「メールアドレス」を登録します。支援情報を登録している正会員の情報担当者の情報は、支援情報とともに連絡先として開示されます。それ以外の利用者の情報担当者の情報は、当協会本部事務局から本システムに関する連絡等によりのみ使用し、閲覧者に開示することはありません。

**(本システムで知り得た情報)**

本システムで知り得た情報は、漁港漁場漁村の工事並びに防災減災に活用するためにのみ利用し、それ以外での利用・発表・漏洩をしてはいけません。

**(本ガイドラインの改定)**

当協会は、本ガイドラインを事前の承諾なく改訂できるものとします。

以上

平成26年4月10日制定

平成26年6月2日施行